

第 7 期計画における介護保険料について

◎前回報告内容

◆所得段階設定の基本的な考え方

- ・第 7 期計画で国が示す所得段階は変更なし（9 段階※変更なし）
- ・第 6 期計画期間の各所得区分の第 1 号被保険者数の変化を検証（構成比に大きな変化なし）
- ・第 7 期計画では第 6 期の保険料段階設定を継承（段階毎の負担割合・所得基準額）

◆基準額計算の要点

- ・国提示の見える化システムによる算定
- ・市が推計した第 7 期計画期間の介護給付費を見える化システムに入力
- ・第 1 号被保険者の負担割合の変更（22%→23%）を反映し計算
- ・施設整備計画の反映（地域密着型特養 58 床、グループホーム定員 36 人）
- ・介護給付費準備基金の取崩しを予定（※取崩し額は未確定）



第 7 期計画での介護保険料基準額の見通し：月額 6,200～6,400 円程度※第 6 期比較：月額 550～750 円増

1. 前回報告以降に算定に反映した事項

- ①介護給付費準備基金取崩し額の確定（残高見込額：約 14 億 4 千万円のうち、10 億円を取崩し）
- ②国の調整交付金の変動要素を反映
- ③消費税増税による影響を反映（H31 年 10 月～）
- ④平成 30 年度報酬改定については、全体で 0.54%の増額を反映

2. 最終的な保険料の額

第 7 期計画での介護保険料：月額 6,163 円（基準額）※第 6 期との比較：月額 512 円増

※各所得段階の保険料設定については、裏面のとおり

【第7期保険料段階表】

第7期計画期間			保険料		(参考) 第6期保険料		
対象者			負担割合	年額	月額	年額	月額
第1段階	市民税世帯非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者 課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円以下の人	×0.5 (×0.45)	36,978円 (33,280円)	3,082円 (2,773円)	33,906円 (30,515円)	2,826円 (2,543円)
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が80万円超120万円以下の人	×0.65	48,071円	4,006円	44,078円	3,674円
第3段階		課税年金収入額と合計所得金額の合計 が120万円超の人	×0.75	55,467円	4,622円	50,859円	4,239円
第4段階	市民税世帯課税	市民税本人非課税で、課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円以下の 人	×0.88	65,081円	5,423円	59,675円	4,972円
第5段階		市民税本人非課税で、課税年金収入額 と合計所得金額の合計が80万円超の人	基準額	73,956円	6,163円	67,812円	5,651円
第6段階		市民税本人課税で、合計所得金額125 万円未満の人	×1.13	83,570円	6,964円	76,628円	6,386円
第7段階		市民税本人課税の方で合計所得金額 125万円以上200万円未満の人	×1.25	92,445円	7,704円	84,765円	7,063円
第8段階		市民税本人課税で、合計所得金額200 万円以上300万円未満の人	×1.5	110,934円	9,245円	101,718円	8,477円
第9段階		市民税本人課税で、合計所得金額300 万円以上400万円未満の人	×1.6	118,330円	9,861円	108,499円	9,042円
第10段階		市民税本人課税で、合計所得金額400 万円以上500万円未満の人	×1.7	125,725円	10,477円	115,280円	9,607円
第11段階		市民税本人課税で、合計所得金額500 万円以上600万円未満の人	×1.85	136,819円	11,402円	125,452円	10,455円
第12段階		市民税本人課税で、合計所得金額600 万円以上700万円未満の方	×2.0	147,912円	12,326円	135,624円	11,302円
第13段階		市民税本人課税で、合計所得金額700 万円以上800万円未満の方	×2.15	159,005円	13,250円	145,796円	12,150円
第14段階	市民税本人課税で、合計所得金額800 万円以上の方	×2.30	170,099円	14,175円	155,968円	12,998円	

※()は公費による軽減後の負担割合